

電源接続案件募集プロセスに参加している認定設備に係る 場所及び設備の確保に関する失効条件の解除について

平成 26 年度から平成 28 年度までの間、50kW 以上の太陽光発電設備について、新規認定申請及び変更認定申請時に場所及び設備が確保されていない案件については、認定後 270 日の期限内に場所及び設備の確保が確認できない場合に認定が失効する条件を付して認定（いわゆる条件付き認定）をしておりました。平成 29 年 4 月 1 日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正 F I T 法」という。）が施行されて以降は、原則として平成 28 年度以前の条件付き認定の案件は、改正 F I T 法に基づく認定を受けたものとみなされた時点で、失効条件が解除されることとなり、反対に改正 F I T 法に基づく認定を受けたものとみなされる前に失効期限を迎える場合は、失効期限までに必要書類の提出がないと、条件は解除されず、認定が失効することとなっています。

上記の原則の下では、電源接続案件募集プロセスに参加中の案件については、プロセスの完了に 1 年以上の期間を要するため、270 日の失効期限よりも前に、改正 F I T 法に基づく認定を受けたものとみなされず、また、失効期限延長の対象（電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間が、一定期間を超えていた場合）にも当たらないため、設置者自身に帰責性が無い中で、土地と設備の確保ができないまま失効期限を迎え、失効することとなっています。こうした案件を救済するため、以下の条件を全て満たすことが確認できた場合には、失効条件を解除することといたします。

【失効条件解除のための条件】

- ①失効期限日以前に平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に完了した電源接続案件募集プロセスに参加していた（一部の発電出力について参加していた場合も含む。）、または、平成 29 年 4 月 1 日時点で手続中の当該プロセスに参加していた（一部の発電出力について参加している場合を含む。）こと
- ②電源接続案件募集プロセスが完了した日の翌日から 6 か月以内に電力会社との接続契約を締結していること

注意：当該プロセスが完了した日の翌日から 6 か月以内に電力会社との接続契約が締結できない場合には、新制度への移行要件を充足しないため、認定は失効します。また、当該プロセスを途中辞退した場合、当該プロセスの結果落札できなかった場合、当該プロセス自体が不成立となった場合（空容量の範囲で優先系統連系希望者となったものを除く）にも、認定は失効します。

【上記条件を充足していることの申立て方法】

失効期限を迎えた認定が、上記失効期限解除のための条件を満たすことを確認するためには、以下の 3 種類の書類を担当の経済産業局に提出していただく必要があります。

- ① 失効期限解除に係る申立書（[別紙 1](#)）
- ② 電源接続案件募集プロセスに参加していた事実を証する電力会社による証明書（[別紙 2](#)）
別紙 2 の記載要領は[こちら](#)
- ③ 接続同意書類の写し

【失効条件が解除される事例】

平成 28 年 12 月 認定取得
平成 29 年 3 月 電源接続案件募集プロセスに参加
平成 29 年 9 月 270 日経過により認定失効

平成 29 年 12 月 電源接続案件募集プロセス完了
平成 30 年 3 月 接続契約締結
平成 30 年 4 月 失効条件解除のための条件を充足していることを経済産業局に申立て
→失効条件の解除及び認定有効化

以上